

## 利用料金のご案内（ユニット型）

ユニット型特別養護老人ホーム第二八事苑

基本利用料（1か月（31日）当たりの金額（令和7年4月1日以降適用））

	介護サービス費	居住費	食 費	合 計 (加算を含む)	その他のサービス費等
要介護1	31,262円	滞在費 64,046円	食 費 47,120円	142,428円	① 事務管理費 1,200円 ② 喫茶代 200円 ③ 理髪代 実費 ④嗜好品代 実費  ※行事および電気代等で実費を負担していただく場合があります。
要介護2	33,828円			144,994円	
要介護3	36,508円			147,674円	
要介護4	39,150円			150,316円	
要介護5	41,641円			152,807円	

区分	負 担 限 度 額				基準費用額
所得階層	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
居住費	880/日	880/日	1,370/日	1,370/日	2,066/日
食 費	300/日	390/日	650/日	1,360/日	1,520/日

## その他加算

区分	料 金	備 考
日常生活継続支援加算	1,523円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが65%以上かつ介護福祉士が6対1以上配置されていること
看護体制加算	133円	常勤の看護師を1名以上配置していること
精神科医師療養指導加算	166円	認知症の方の割合が全体の1/3以上、精神科医師による療養指導が月に2回以上行っていること
口腔衛生管理加算Ⅰ・Ⅱ	I : 96円 II : 118円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施していること、合わせ、厚労省への情報提供を行い、そのフィードバックを活用していることに対する加算
褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ	I : 4円 II : 14円	褥瘡予防のための対策を実施することと、その対策により、褥瘡ハイリスク者の予防ができるなど成果に対する加算
協力医療機関連携体制加算	53円	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入居者または入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する事を評価する加算
高齢者施設等感染症対策向上加算Ⅰ・Ⅱ	I : 10円 II : 5円	施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携のうえで施設内感染者の療養を行うことや、他の入居者等への感染拡大を防止することが求められることから新興感染症の発生時に感染者の診療を実施する協定締結医療機関と連携体制を取ること。また、提携機関が主催する感染対策に関する研修に参加し助言・指導を受けること。また、感染制御体制等の実地指導を受けること。
安全対策体制加算	22円	介護事故の発生防止につなげる指針の作成、委員会の開催、職員への研修、これらを適切に実施するための担当者の配置に加え、その担当者が関連する外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている施設を表するもの※入居時に1回のみ算定
処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 14/100	介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成が出来る環境を整え、研修等により社会的・経済的評価を高めるキャリアアップの仕組みがあること 経験・技能のある介護職員の賃金の改善等を重点的に実施している場合に算定。介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に算定
科学的介護推進加算Ⅱ	54円	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図っていること

※その他のサービス費等で②～④は実際に使われた額になります。

※看護体制加算については、職員の配置により算定可能、算定不可となる場合があります。

※入所後又は退院後（30日以上の入院の場合）30日間は1日当たり約32円が別に必要となります。

※入院・外泊時には介護サービス費用はかかりませんが、居住費及び1日約263円が定められた期間必要となります。

※居住費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当たりの料金となります。但し、外泊（入院）期間中も居室を確保させていただく為、翌日から6日以降は基準費用額（2,066円/日）を負担いただきます。

※介護保険負担割合証が2割（3割）の方は基本利用料のなかの介護サービス費（加算含）が2倍（3倍）となります。